

## 大分市自治基本条例検討委員会 第1回市民部会 議事録

日 時 平成21年11月11日(水) 14:00～16:00

場 所 大分市役所議会棟 3階 第5委員会室

出席者

### 【委員】

野尻 哲雄、衛本 敏廣、小原 美穂、長野 幸子、宮邊 和弘、後藤 成晶  
の各委員(計6名)

### 【事務局】

企画課課長 玉衛 隆見、同主幹 渡邊 信司、  
同専門員 姫野 正浩、同主査 甲斐 章弘、同主査 足立 和之 (計5名)

### 【プロジェクトチーム】

(企画課課長玉衛隆見、同主幹渡邊信司)

### 【傍聴者】

なし

次 第

1. 開会
2. 部会長・副部会長の選出
3. 部会長・副部会長あいさつ
4. 議 事
  - (1) 部会名称について
  - (2) 検討・まとめ
  - (3) その他

### < 第1回 市民部会 >

事務局	<p>それでは、定刻でございますので、大分市自治基本条例検討委員会(仮称)市民部会を開催いたします。</p> <p>はじめに、本部会には直接影響はなかったのですが、私どもの手違いにより、部会の構成人員に誤りがございましたので、お手許の名簿にて訂正してお詫び申し上げます。</p> <p>さて、本部会は、前回、第9回検討委員会におきまして、5つの部会を設定させていただきましたが、そのうち、「市民等に関すること」を専門に検討</p>
-----	---

	<p>する部会でございます。</p> <p>委員の皆様には、部会への所属につきまして、アンケート調査をさせていただき、本部会の部会員とさせていただきました。必ずしも本来の希望にかなったものではないかもしれませんが、他部会とのバランスを考慮のうえ、最大限皆様の希望に沿った形で割り振りをさせていただいたものでございますので、ご了解のうえ、ご協力方よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、早速討議に入ってまいりたいと思いますが、まず、大分市自治基本条例検討委員会設置要綱第7条第3項の規定により、部会長及び副部会長を委員の互選により選出することとなっておりますので、委員の皆様からご選出いただきたいと思っております。</p> <p>どなたか、立候補される方または推薦される方がいらっしゃいましたらお願いいたします。</p>
委員	副委員長の野尻委員が適任では。
委員	では、(推薦がありましたので)私が部会長ということで、副部会長は衛本委員でいかせていただきます。
事務局	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>それでは、よろしく申し上げます。</p> <p>では、ご承認をいただきましたので、部会長さんと副部会長さんよりごあいさつをいただきたいと思っております。</p>
部会長	<p>では、ごあいさつをさせていただきます。自治基本条例における市民部会というのは、一番市民の定義という部分で非常に重要な部会になるだろうと私は思っております。</p> <p>皆様方この場合は市民部会ということで、市民の定義から市民の責務などを討議していくことになろうかと思っております。そういうことで皆様方の意見や思っているところをどんどん出していただいて、私も私なりの意見を出していきながら、協議していいものをつくっていきたい。どうしてもまとまらない部分があれば、期間を長くしてでもまとめていければいいかなと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局	ありがとうございます。それでは次に副部会長さんお願いします。
副部会長	<p>今、部会長のほうから言われましたが、私もこの分科会に分かれるときに、この市民部会を選ばせていただきました。希望がかなった感じでございます。私は公民館等(の仕事)をしているものですから、住民の声や住民と行政が一体となって取り組む方針が、この自治基本条例の中に生かされればいいなと考えております。</p> <p>それから、もう一つはこういう条例の中で改革が少しでも起こって欲しいなという考えも持っておりますので、色々な意見を皆さんと議論したいと思っております。よろしく申し上げます。</p>

事務局	<p>ありがとうございました。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、ここから討議に入りたいと思います。設置要綱第7条第4項の規定により、部会の議長は部会長ということになっておりますので、部会長さんよろしくお願いいたします。</p>
部会長	<p>それでは議長を務めさせていただきます。ご協力よろしくお願いいたします。</p> <p>早速ですが、まず本部会の名称ですが、事務局の段階で「(仮称)市民部会」ということになっておりますが、正式な部会名はこの事務局案のままでよいのか、新たに付けなおすかということで、ご協議いただければと思っております。ちなみにこの部会は、市民の権利や責務等を専門に検討する部会となっておりますので、そのあたりを考慮してご意見をよろしくお願いいたします。</p>
副部会長	<p>会議の大枠の中で市民部会というのはいいのだけれど、一般の方から見たときにこの部会がどういう仕事を果たしかという名称の扱い方になると思いますが。</p>
部会長	<p>市民部会は、総称というか、幅が広いですね。</p> <p>幅広く考えるときは市民部会のほうがいいかなとは思っておりますが。市民の権利や市民の責務という形で具体的に言い表すと、そのことに捉われかねないということも出てきますので。</p>
委員	<p>市民参加・協働部会とどう線引きをするかというところですね。</p>
部会長	<p>そこですね。そのところが私も感じるところがあるのですが。市民の責務ということになると市民参加の分野まで入っていくようになるのだろうけどね。</p>
事務局	<p>部会長よろしいでしょうか。</p> <p>部会名の決定に当たって参考になるかどうか分かりませんが、お手許に今日初めてお配りした資料で、市民等に関する項目という資料があると思います。これは、この部会をイメージして、他都市の条例の該当しそうなところを抜粋した内容でございます。市民の権利ということで、ニセコ町と札幌市、上越市、それと由布市の条例を載せております。後は、市民の責務と地域活動団体という三項目なのですが、これに、市民の定義の中にも事業者も入ってこようかとも思います。この権利、責務など働きの部分を検討していただく部会かなと思っております。</p> <p>先程の市民参加・協働の部会につきましては、例えば議会や執行機関とどのような市民協働をしていくかというルールを定めるような内容が、他都市の状況でございます。</p>
委員	<p>他の部会は開催されたのですか。</p>

事務局	本日、午前中に「執行機関・議会部会」が開催されまして、名称もそのまま決定されました。ここの部会が2回目です。
委員	市民参加（部会）が先にしていれば、そこでどうなったか参考になると思ったが。
事務局	市民参加・協働部会のほうがより具体的な内容になってくると思います。ここでいう市民部会の内容というのは、市民の権利など総論的な感じになるのかなと思います。
事務局	<p>具体的には、ここの部会のほうと市民参加・協働に関する部会を設けていますが、条文的にはあくまでも前回お示しした内容でつくっているだけです。例えばここの部会と市民参加・協働部会がお互いリンクしながらどういう形で作り上げていくのかという議論も当然起こる可能性が十分あります。ですから、双方に関与するということは当然全体に関与するのですが、そういう形でのご検討をいただければと思います。</p> <p>あくまでも条文というかたちでお示しした内容に沿ってつくっているだけということですので。</p>
部会長	どうですか、このままでもよろしいですか。
委員	今言われたような形であれば、市民参加・協働というのは個別具体的などところに踏み込むようなかたちになっていると、基本的にこの部会と市民協働の部会もリンクをするという形の中で考えれば、こちらを上にした形で中を見ていくということであれば、全体を包含する意味でこの市民部会という名前でいいかなと私は思います。
部会長	よろしいですか。
委員	結構です。
部会長	<p>では、市民部会ということで決定させていただきます。</p> <p>それでは、具体的に本題の検討に入りたいと思います。</p> <p>前回の検討委員会の資料をベースに大分市自治基本条例に必要な内容を討議してまいりたいと思います。よろしくをお願いします。</p> <p>前回の資料でいくと、市民の定義があって、市民の権利をどういうふうにするかということと、市民の責務、それから地域活動団体をどう位置付けるか、事業者をどう位置付けて責務をどう図っていくかということになるかと思っています。それからすると、市民の定義が一番先に来ようかと思うのですが、そこで絞って意見をいただくということでもよろしいですか。</p> <p>市民の定義というところに、地域活動団体とか事業者とか入れるかどうかという問題も関わってきますので、入ってくれば地域活動団体の定義や責務もありましょうし、事業者の部分まで入ってきますので。</p>

	<p>自治基本条例そのものについて理念の部分も一番大事ですが、市民に対する大分市の自治基本条例で大分市の市民として今後どういうふう到大分市の行政と関わるか、大分市全体に対する責任を行使して欲しいという、責任というか義務というかそういう部分に関わってくると思っていますが。</p>
委員	<p>よろしいですか。分け方の中に定義の関係は理念に関する部分に分けられているのですよね。ですからここでそのことを決めていいのかどうかということについて一つ疑問があるので、それを確認したうえで、もしここで形をつくっていいということであれば議論していいかなと思いましたが。</p>
事務局	<p>便宜上条例の体系で割っているものですから、定義ということは市民だけのことでなく市長等の定義とか、市民参加、協働などはどういうものだという定義は理念部会に入っているのですが、当然その中に市民の定義も入っております。</p> <p>理念部会で定義という部分も考えられるとは思いますが、市民部会についてやはり部会長が言われるように定義を考えないと中身に入れないのかなという気はしております。ですから、ダブって議論をするような形にはなろうかと思いましたが、またそれを全体会議で合わせながらという進行になると思っております。</p>
部会長	<p>市民部会で市民の定義を決めないまま市民の権利や責務といってもそれはできない。</p> <p>市民の定義というものはこういうものであるという認識を持つ中で、市民の権利や責務はどうかという部分に入っていないといけないのではないかなと思う。</p>
委員	<p>分かりました。</p>
事務局	<p>余談なのですが、由布市の自治基本条例をつくる際に市民の定義で色々と議論が分かれたという経緯があります。ですから非常に重要なところではないかと思っておりますので、それぞれご自由な意見を出していただいて、また全体会議の中で市民という定義を形づくっていただければよいのではと思います。</p>
委員	<p>すり合わせるのは大変そうですね。全く違った意見が出てきたりして。</p>
委員	<p>考え方によっては全然違うものができる、できて当然なのですがね。こういうのは。</p>
委員	<p>権利を与える主体の市民というのと義務を果たしてもらうという形の市民とはまた違うだろうと思えますし、参加をしてもらうということであれば大分にいなくても働いている方は事業所の中で参加をするという形も出てくるでしょうから、そういう意味での市民の定義というのはかなり幅が広いかな</p>

	<p>と思いますね。</p>
部会長	<p>市民ということになると、こういう自治基本条例をつくと住民投票条例というものにも関係してくるので、住民投票をいただく市民はどうかというところまで考えておかないと、自治基本条例の市民はこうですよ、住民投票条例の市民はこうですよという形になると、条例ごとに市民の定義が変わってきたのでは一貫性が取れないので。</p>
委員	<p>そうなるのかなり狭まってくるよな。</p>
部会長	<p>最終的には住民投票条例まで持っていけないことには、自治基本条例が本当に機能するかどうかということになってくる。</p>
副部会長	<p>由布市あたりはそれで認めるか認めないかで一度保留になったわけですよ。市民という定義の中で。大分市に事業所があって、別府から通っていて大分で仕事をしている場合に大分市で何かあるときに、大分市民という心構えで参画してくれという意見と、今言うように、そんなことをいっても本当の市民ではないではないかという話が出てくるわけですよ。この市民の定義の中にね。そこをどんな形で、大分市との共同歩調を事業所も取っていただきたいとするのであれば、やはり事業所も定義の中に入らないとならないわけだが、それは事業所という括りではなくて一般的・個人的というふうに分かれてするのであれば、他都市の人が大分市で色々するといってもそれはありえないわけですよ。そこが一番考えないと悪いところと、そうは言ってもあまり狭くするとそれでは、自分は関係ないじゃないか、大分市がどうだろう自分たちは働きに来ているだけだという話になるのがいいのか、やはり大分市で事業をして生計を立てているということであれば、そこにはやはり責任を持っていただきたいという考え方ですね。</p>
部会長	<p>だから総枠としての市民というか、本当に市民ということをして住民票がある人を市民と限定して、その他団体についてまた定義をする。それから事業者も法人市民税を払っているわけだから、そういうものを定義してあげるといって、事業所の中に他都市から働きに来ている人もいて、そういう人の力も借りて大分市を発展させていくという部分からすると、そういう人たちは市民ではないですよということにはならないが、どこかに自治基本条例の効力が入っていくような形をつくっておかないとならない。</p>
委員	<p>幹を決めて枝葉をつけると。</p>
部会長	<p>そういうことですね。</p>
委員	<p>そういうことが中心なのでしょうけど、やはり総枠という言葉が先程出てきましたが、その中でどうするかというのは、やはり事業者ですよ。団体や事業者、要するに企業。そういったところをどうするかという問題が出て</p>

	<p>くるからどうしようかということになるのでしょうかけども、そういったところにも協力をしてもらわなければならないところが結構多いと思うのですね。</p> <p>例えば、環境の問題などいろんな問題について協力をいただくという。そういうことを考えると大枠ではそういった部分も含めた形の市民の定義を作ったほうが、より今後いろんな形で展開していくのには有効ではないかという気がします。</p>
副部会長	<p>方向性としては、今、言われたようにそういう感じになると思うが、協働のまちづくりという形の中であるのであれば...だから一つの方向性が二つに分かれるという悪いかもしれませんが、これに対しては本当の市民は大分市に住居を構えてちゃんと住民票を置いているところのもの、そうではないけども、大分市と何らかの関わりがあるという方と、相対的には大きなものになると思うが、我々委員会としたら。</p>
委員	<p>それこそ他都市の定義というのはあるのですかね。</p>
部会長	<p>他都市の市民の定義については、個人・団体の両方を定義しているケースが多く、一般的には市内に住所を有する（居住・在住）、働く（通勤・在勤）、学ぶ（通学・在学）者（個人）と、市内において事業活動を行う法人・団体を謳っている。</p> <p>また、市内に不動産を所有する者、納税義務者、利害関係がある人、さらには市に関心を持つ者も市民として定義している都市もあったという報告書がここにあります。</p> <p>結局自治基本条例の成り立ちというのが、どういう方向できているのかという部分もあるが、やはり自治基本条例というものが大分市に住んで大分市で働いて、そういう人が大分市に責任を持つという部分から市民の定義という部分を考えていかないとですね。ひどいところは観光に来た人も市民というような位置付けしているところもあるようなので、それでは外から来て色々騒いで、さっと自分の居住地に帰っていくというようなことになるとまた大変なことになりますからね。</p> <p>だから、市民として郷土を愛するという位置づけが一番根本的な部分として考えていかなければならない部分ではないかなと思います。</p> <p>事業者は支店とかありますが、そういう人は大分市に市民税を払っていますからね。</p>
委員	<p>それは微妙なところがありますよね。おっしゃるような問題もあるし、例えば、支店であっても現地採用をほとんどしているとかですね。そういう見方の企業もあるでしょうし、当然あちらこちらから人事交流でいろんな方が来ていることもあるでしょうから。</p>
部会長	<p>そういう支店の大手の会社が私たち（議員）に意見を言ってくる時があります。うちは現地採用で100人から大分市に働いている。その100人</p>

<p>委員</p>	<p>が大分市に市民税を払っている。それなのに（地場企業を優先するため）入札関係で排除されることがあると。</p> <p>こういう部分も市民の定義で考えると、行政の考え方にまで入ってくる。ここでこれを市民だというふうになってくると、行政の考え方もそこで変えなければならなくなる。入札の関係等で。</p> <p>そういった意味ではですね、そういうものも大きく取り込むという考え方のほうが本当に自然でいいのではないかと。今の企業の意見というのは非常に現実的な問題なんですね。それと今このような社会になっているので、各企業が統合されているという傾向が非常に強いんですね。例えば地場企業であったところが統合されて九州のひとつの企業になるとか、そういうような企業体が変わりつつあるんですね。そういったものもきちんと考慮した形であるとやはり大きく取り込むという考え方のほうが、より今の社会情勢では自然なあり方なのかなということもありますね。</p> <p>あまり狭くして、しこりを残して変な考え方になるよりは、大分市で活躍してくれる人は大分市民だというような広い考え方でいいのではないかなと思います。</p>
<p>部会長</p>	<p>個人に関する部分と、事業者に関する部分という形で、市民といたらあくまでも一人ひとりの個人ということで、それと団体と事業者という形でそれぞれ定義をきちっとするほうがいいのではないのでしょうか。</p> <p>総枠の中で市民を決めてしまうと、ぼやっとして分からないみたいだね。</p>
<p>委員</p>	<p>逆の考え方があると思うのですが、部会長が言うように住民投票まで持っていけば、自ずとする人は決まってくるとなりますが、それは資料にもありますが、その条例に限っては住民票を持っている人だけしかだめですよということを謳っているという形をとっているのが通常の例みたいなので、そうしたときに、大きく枠を構えておいて、個別のことに關してはまた別に括っていったほうが分かりやすいかなと、逆の発想の仕方ですういう気がします。</p>
<p>委員</p>	<p>極端なことを言ったら、市民の中でも投票権がある市民とない市民があってもそれは一向に構わないということですよ。</p>
<p>委員</p>	<p>住民票を持っている人しか市民ではないですよとしてしまうと、されることが限られてしまいそうな気がする。大きくこの大分市を考えたときの条例という意味では、やはり本当に働いている人も含めて、いろんな形の人がいらっしゃるわけだから、そこになるべく多くの網をかぶせるような形の最初の定義があったほうがいいかなという気がします。</p> <p>そのためには大分市が提供しなければならなくなるサービスがいくらか出てくるかもしれませんが、逆にそういう方から受け取る責務であるとか義務的なものもたくさんあるような気がする。</p>
<p>委員</p>	<p>具体的なサービス提供の部分については、それぞれの決まりごとがあるわ</p>

	<p>けですから、その部分についての条件はマッチしていませんが、市民であるということには変わりがないという見方でもいいと思いますね。</p> <p>例えば住民票がないとこのサービスは受けられませんよというものは当然あってしかるべき問題ですからね。それはそれでいいと思いますよ。</p>
副部長	<p>住民参加の選択権というのはあるわけですから、全部できたから絶対皆がしないといけないということはありませんから。それでは総論的な形の中でこの部分については事業所が参画できるよ。ここはどうですよという、しかしながら大分市の住民がまず基本ですよというものがあって、そしてそういう形の中でまとめていくということですね。</p>
部長	<p>基本は押さえておかなければならないと思いますよ。基本を押さえないで大分市に入ってきたものすべてを市民としてということにはならない。</p>
委員	<p>さっきあった観光客まではならないということですね。</p> <p>そういう意味での、大分市民としての基本をどこに置くか。</p>
部長	<p>それはやはり住所を有するということでしょう。</p>
委員	<p>あのですね。いきなりそこに飛んでいくとかなり狭くなってしまいます。</p>
委員	<p>要は（大分市人口の）47万人ということで決まってしまう。</p>
委員	<p>基本は大きくしておいたほうがいいのではないかと思います。</p> <p>そこにデメリットがあるというのなら別ですが、「大分市で活動している人はみんな大分市民ですよ」でいいではないですか。大分市に勤務しているときは大分市民で、その人たちが由布市に帰ればそのときは由布市民ですよ、でいいではないですかというそういう考え方なんですけどね。</p>
副部長	<p>大きくまとめればそういう話でいいと思うが、基本的にどうするかとなったときに、部長が言ったようにこれは大分市の基本条例だから大分市に住所がある者がまず基本だと、しかしながら、及び大分市に勤務する誰々という形でしておかないと、これが全部大分市民という枠組みの中で謳ってしまうと、本当に大分市民ですかという話になってしまうから、難しくなってくる。</p>
部長	<p>私が言っているのは、基本は押さえておきましょう。そしてそれからこう広げていきましょうということです。</p>
委員	<p>同じことを言っているのではないのでしょうか。</p>
委員	<p>感情的にですが、他から来ている人が大分市民としての定義がない中で、自治基本条例ができたから協力してくれという話をして、すんなり受け入</p>

	<p>れられないと思うのですよ。あなたは市民として条例に位置付けられているからといったほうが...</p>
部会長	<p>そうしたら、大分市の市民としては、まず第一に住所を有する者、そして働く者、それから学ぶ者という形で段階的にして、総枠として市民として定義しますよという形でもいいのではないか。</p>
委員	<p>ピラミッドにするのか並列にするのかの考え方だと思うのですよ。頭から広げていくのか、居住している人もそうですし働いている人もそうですよというように横並びで全員市民とするのか。</p>
部会長	<p>それは横並びですよ。</p>
委員	<p>その感覚でいいんですよ。</p>
部会長	<p>大分市に住所を有するという基本はあり、だけど市民として大分市に何らかの関わりを持つ人もあるだろうから、そういう人たちを総称して大分市の自治基本条例の中での市民はこういうふうに定義するという部分を謳っておかないと、誰でも市民ということにはなりませんよということです。</p>
委員	<p>そのときにですね、今言われた住んでいる人、働いている人、学んでいる人、という形でしたときに、何かもれることはないでしょうか。</p> <p>もれのないようにしておかないと、わざわざあなたは市民ではないですよと言ってしまうケースがあるのかなと。その辺がなければ全然問題がないですが。</p>
部会長	<p>もれる人はないのではないかな。</p>
委員	<p>逆にもれる人はどんな人がいますかね。</p>
委員	<p>観光客とか。</p>
委員	<p>観光客は市民として厳しいですよ。</p>
部会長	<p>以前の討議の中で、自治基本条例というのは子どもが読んでも分かりやすい自治基本条例にしましょうという話もあるので、そうすると住んでいる人、働いている人、学んでいる人という形にするとほとんど網羅するのでは。</p> <p>網羅しないのは特別養護老人ホームに入っている人で、他の自治体から入ってきている人は市民としてならないか。住んでいるといえば住んでいることになるか。</p>
委員	<p>そういう人も住所を移すのではないですか。</p>

部会長	この場合は住所を移しているのかな。
委員	移していないケースもありますよね。
部会長	<p>このようなケースはありますが、これはもう住んでいる人ということですから。</p> <p>団体も働く人に入るのはないか。簡単な言葉ということで団体とか使わないうで働く人ということにいけば...</p> <p>住所を有する人、働いている人、学びに来る人全部を市民として位置付ければ、全部入ってくると思います。別府市に住んで大分市に働きに来る人、大分市に学びに来る人、専門学校の人たちもそう、学生もそう、あまり細かくしても...利害関係がある人とかそこまで入れなくてもいいですよ。</p>
委員	(利害関係は)逆に(意味が)分からないですよ。
部会長	子どもたちが分かるとしたら今の三つに限定したほうが分かりやすい。
委員	活動するときは...
委員	ボランティアとかですね。例えば大分市で災害があったとしてどこから(応援に)来たときに、その人たちをどう位置付けるかという、そういう細かいところはありますけど。大分市に関心がある人とはどんな人なんですか。
部会長	定義の部分だから。個別に入る部分については条文の中にそれぞれ入ってくるから。
委員	一度整理をしたほうがいいかなと思いますが。
部会長	<p>では、市内に住所を有するということで、市内に住んでいる人、それから市内で働く人、市内で学ぶ人ということで、市民の定義ということで考えていくということによろしいですか。</p> <p>あと団体とか事業者というのは働いている人に入っていきますので。外から来る人も働いている人になりますから。</p>
事務局	<p>できるだけ広い範囲で捉えようというご意見が出されまして、この段階で確定するという形をとられますと、また後の議論のときにどうなんだろうかということにもなりかねない場合もあると思います。</p> <p>例えば、住民投票の関係をどうするかという場合にですね、市民投票などを規定する場合は、一般的には市民投票に参加できる者の資格とかですね、その他市民投票の実施に必要な事項はそれぞれの事案ごとに別に条例で定めるという規定の仕方がございます。</p> <p>そうしたときに市民の定義というのが必ずすべての条例規則にあてはまる</p>

	<p>という考え方は、一般的ではないということになりますので、今の中で個人ということ限定されますと事業者の責務はどうなるのだろうかとか、団体の責務はどうなるのだろうかという議論が今度は出てくると思います。それはまたそのときに整理をして、表現として事業者を入れようか団体を入れようかなという形で、再度その時点で整理をされるという考え方で十分展開できるのではないかなと思っております。</p>
<p>部会長</p>	<p>私が今、市民の定義にこだわっているのは、広くぼかした形で定義しておいて、団体の責務、事業者の責務という形で出てくる部分については、市民の中の働いている人が市民という位置づけの中で、そこから派生してくる団体、事業者ということで考えていけばいいのではないかなと思う。</p> <p>それと、国のほうで問題になっている外国人に対する参政権の問題。これも将来的にどうなるのか分からないけど、市民の位置づけの中にはそういう人たちも含めた中で市民ということも考えていっておかないと。大分市に住んで大分市に責任を持って大分市のために一生懸命頑張っている人たちなんだから、その部分は排除できない。そういうことで、今ぼかした形で定義しようとしているが、今の時点でこう考えておけば今後の議論の中でまた派生してくればプラスアルファしていけばいいのではないかなと思う。</p>
<p>事務局</p>	<p>例えば市民協働という取り組みになりますと、当然個人の方をお願いするのですが、団体や事業者にもお願いするという、そういう表現が時として出てきますので、その時に市民の定義をある程度個人的な意味合いで定義されてくると、次の市民協働の取り組みのときに個人なのかという意味合いに取られる場合があります。そうしたら表現とすれば団体とか事業者も入れようではないかというような議論も出てくるのではないかなと思います。そういう面で多角的に捉えて、表現を今の段階で個人的な意味合いで捉えるということではなくて、基本的には団体・事業者も含めた形で考えていきますよという格好で整理をされていくと全体とのバランスはとりやすくなるのではないかなという気がしております。</p> <p>これはあくまでも条文を見渡したときに、そういう状況にあるということをお知らせしておきたいと思っております。</p>
<p>部会長</p>	<p>行政として団体・事業者に訴えていく部分が出てくるでしょうから、それが定義の域から逸脱することはないと思うけどね。</p> <p>一応定義の部分については現時点でのそういう考え方ということできたいと思っております。</p> <p>次はどのように議論していけばいいかな。具体論に入ってくるのかな。</p>
<p>事務局</p>	<p>午前には開催された「執行機関・議会部会」では、かなりフリートークングされておりました。</p> <p>個々具体的に条文の話に入るのはもう少し皆さんの意見を聞いてからということで、進めていきたいと思いますということで終わりましたが、この部会は初回ですので、市民の捉え方として今までも議論として出ましたが、協働とい</p>

	<p>う部分も関わってくるところが多いですから、その辺も踏まえたいうえである程度ご自由なご意見も出されていいのではないかなと思います。</p>
副部会長	<p>一般論ということでいいんですね。ある程度市民の権利と義務という形の中で各々がどういう考えを持って今から推し進めていくとか、お願い事があるとかいう中でのフリートーキングでいいのですか。</p>
事務局	<p>はい。例えばですが、お手許に先程担当のほうがお話しましたが、市民の定義というのはある程度触れられましたので、次に市民の権利と市民の責務、地域活動団体、事業者の責務とかそういうものがあるかと思いますが、ここに書いている内容のみを議論していただくという方法もあるのですが、一旦これを議論していただいて、他の内容にも触れて意見交換をしていただいて、最終的に整理をしていただくという手もあるのではないかなと思います。</p>
部会長	<p>具体的に入っていくとなると事前に勉強しないと難しいですね、市民の権利などは。</p> <p>ではここからはフリートーキングで進めたいと思います。市民の権利、市民の責務という問題に限って、権利としてどういうものがあるか、責務としてどういうものがあるか、そのあるものというものをフリートーキングで出していただいて、その部分についてはどういうふうに規定していくかということできたいと思いますけど。ここ（資料）に書いているのが、市民が大分市の運営に参加していくときに有すべき権利として、市政運営に関する情報を得る権利、市民参画をする権利、協働をする権利ということがあります。</p> <p>この前、全国議長会の議員の研修に行ってきたのですが、今後行政の役割というのは情報公開と説明責任、そしてもう一つ市民に対しての部分があったが...それが、今後行政が進めていく方向だと言われました。</p> <p>知る権利というのはウエイトが大きいですね。国でも問題があるが、情報公開で国民に知らせるといのは非常に...</p>
委員	<p>今、知る権利というのを言っていました、ある団体で児童虐待防止の国際的なクラブがあるのですが、そのクラブで実態がどういう状況なのかということを押まないと、そのクラブに属して何とかしたいという思いがあっても何をしていいのかという部分があるわけです。それで今回は、大分市と大分県に向かって一応大分市の状況を知らせていただくようにしていただいているのですが、知る権利というか情報公開するとか、こういう状況なのですよ、だから皆さん児童のことをこういうふうに守りましょうという条例的なものも大事なかなと思います。</p> <p>細かい話なのでここ（市民部会）に該当するかどうかは分かりませんが、フリーということで思いを言わせていただきました。この虐待の部分の現実はずごく大変な状況らしいんですね。そういったものがここでいうと地域活動団体に入ってくるのかな。そういうコミュニティの部分に入ってくるのですかね。</p>

<p>副部会長</p>	<p>私は単純に言いますと、行政が財政逼迫云々という話の中で市民も何かをしようということで、NPOを立ち上げたり、色々なことが少しずつできてきているのですよ。</p> <p>ある小学校があるとします。その小学校には補修費がいくらかかっていますとか、お金を使った内容が分かるような...市民からいうと行政が欲しいこと、地域にお願いして欲しいこと、それから我々はそれに対してできることは応援したいということ、そこに、どうお金が流れてどのような形の中で事業が行われているかということで、例えば体育館の周りの砂が側溝に流れ込んだときに、(その撤去を)一般の人がある程度していいということになれば、父親部会が出てしましようとか地域の人が出てしましようとかということが基本となると思うのです。今から先は。</p> <p>そうしたときに、業者を雇ったときには150万円かかりました、しかしながらそんなにかかっているのですかこの仕事は(という意見も出る)。それを地域の人がしたときには、お茶くらい出して4~50人集めればそれはできるんですね。後は土砂をどうするかということでトラック1台借りてあげて、捨て場所はどこですよということがあるとそういうことが浸透してくる。小学校の補修費が数百万かかるときに、それを地域住民がボランティア的にしてしまえば、それは一種のNPOみたいなものだから(かかるはずの経費の)5分の1は返しましようとか、それは地域のために使ってくださいと、いうようなことが起こるような市民に変わってほしい。</p> <p>このような形で条例というのは、単純なことからしていくことによって、みんなが動き出すのですよ。これが難しいことを並べてしまうと何をしたいのか分からなくなるから、今、我々が困っていることはこういうところにこれだけのお金がいっているんですよということが、情報公開の中でみんなが分かれば、市民がそれでは我々がしようではないかと、その代わり汗をかいた5分の1くらいは地域おこしのところに使えば人は動くと思う。</p> <p>このような市の状態を公開して、困っているところが見えたら人は動くのではないか。この前の討議でも、なぜ自治基本条例をつくるのかといったときに、自分たちのまちや暮らしを、しやすいように行政と話し合いながら条例をつくって進めるといのが自治基本条例の一つの基本だから、それさえ分かれば本当に(市民は)動くと思いますよ。</p> <p>そうすれば行政と一体感が出てくる。(例えば)犬の糞が放置されて困っている。それだったら地域で犬の糞を始末する係りを誰がつくりましよう。そして朝晩パトロールしましようとか...</p> <p>こういう町になってもらうための条例ではないかなと思います。</p> <p>権利とか責務とか、固く言えばあるだろうけど、皆さん方が困ったことを発信してください。我々はそれについて検討していきましようという組織が生まれていくと違ってくるのかなと思っているんですよ。</p>
<p>事務局</p>	<p>非常に貴重なご意見をいただいたような気がしています。</p> <p>実は市長が2期目の市長選に出るときに、学校問題は地域で支えあうというのをフレーズに出しております。まさに言われたような事を想定していたマニフェストでしたが、様々なご意見をいただいたのは、例えば情報公開の</p>

話しや地域のコミュニティの役割、プラス、ボランティア的な考え方、それと、教育委員会で人材バンクというものを設けております。人材バンクに地域の方の登録をしてもらったり、他の部署にも人材バンクを設けております。そういうところに積極的に登録していただいて、学校の営繕とか教育費はどれだけ使っていて、学校でどんな応援を求めているということをオープンにして、地域の方をはじめとしたボランティアの方にご協力をいただいて、対応をしていくという姿勢は非常にありがたい話だと思っております。

そういう意味では、ここで学校は地域で育てていくというようなそういうフレーズが出てくるのかなという気がしております。今言われたことは、この部会にかかわらず自治基本条例すべての項目にまたがる項目かなと捉えておりますので、その辺をいかに反映できるかというのも、我々目を凝らしながら調整させていただきたいと考えております。

現実的にご存知かもしれませんが、市の財政は非常に厳しくなっております。一般的な行政的経費、当然学校の営繕とか事務費関係も対前年度比である程度削っていかないと運営ができないような状況になってきています。その中で、いかに市民の方のお力添えがいただけるのかというのが、大きなポイントといえますか支えになっていくのではないかなという気がしております。この話を教育委員会にも伝えて、条例ができたからということではなく、できる前にこのようなご意見がございますよということをお伝えしたいと思っております。

各小学校区、中学校区でお願いしたいことをオープンにしながら、市民の方のお力添えをいただいて運営していくというものを今からでもしていかなければいけないと思っておりますので、そういうご意見が出たということは早速教育委員会に伝えていきたいと思っております。

いただいた意見は、ここの部会のみではなくて、自治基本条例全体にまたがる項目かなと捉えておりますので、そのような精神をこの自治基本条例に謳っていければと思っております。

委員

特に今財政が逼迫している中で、やはり支えあいのまちづくりを進めていかないと、本当に大変だと思います。

子育てにしても、今の若い親は働かないと大変ですから一生懸命働いていますよね。そうすると子どもが置き去りにされるわけですよ。ある程度退職してゆとりのある方もたくさんいますので、そういう人たちが一緒に子どもをみるようなそんな場を設けるべきだと思います。それが、市が市民と一緒にあって組み立てて協働していくという方法をとると、お父さんお母さんは安心して子育てができる、そうすると少子高齢化の少しでも解消になるのではないかと思います。安心して子どもが産めて子育てができる場作りが必要だと思います。

退職された方の能力というものは生かしていかないともったいないと思いますし、今まで培ってきたいろんな能力を次のところで生かすということは大事だと思います。

社会資源だと思うのですが、そういうものを生かす場というのをつくるべきだと思います。

副部会長	<p>課ではね行政は色々なことをしているんですよ。生涯学習課がある講座をして、他の課も同じようなことをする。そこに来てくれといわれるが一般の人はほとんどいなくて市役所の職員が出席するというのを長年している。講座を開くにも講師代がかかるのだから、1年に1回どちらかがするとか、連携ができれば住民はもっと参加できる場所が増えてくるのではないか。</p>
委員	<p>まとめて情報公開という言葉で終わりがちなんですが、市がしていることと我々一般市民がしていることをお互い知り合うことが非常に難しいと思うんですね。人材バンクの問題もそうでしょうけど、現役時代はこんなことをしていたが60で定年したら何もすることがない、でもその人は何かをしたいと求めている。求めているのは何かというのを簡単に探す場があれば、知ることができれば次のアクションを起こせるということがあると思うんですね。そこのところをもう少し情報公開のあり方として、一方的に行政からの情報公開だけではなくて、市民グループなりNPOがしていることが知れるようなことを考えていかないと。お互いの情報公開を考えないとなかなか知ることができない。</p> <p>例えば、NPOで障がいのある人をサポートしてくれる人が欲しいなと思っても、どこにどういう形で求めればいいのかということを考えてときに、具体的なものを思いつかない。</p>
副部会長	<p>そこで（個人情報）保護条例が出来てですね、社会福祉協議会からすると保護条例をされると本当に困る問題なんですね。人助けをしようとしても（個人情報保護の観点から）できないという部分がある。</p> <p>そんな中で、市のボランティアに登録していますよ、市の子育てリーダーになっていますよ、人材バンクを作っていますよとか言いますが、地域の人には全然分からない。自分の地域にどんな方がいるのか全く分からない。</p> <p>どうしたらいいかという、社会教育委員の全国大会のときにその委員長が、「昔の向こう三軒両隣の取り組みをしたら、今の子育てや困っていることは解決しますと、昔は皆そうでした、もう一回昔に戻りましょう」とあいさつの中で言っていましたが、みんながこれをするためにはどうしたらいいのかというすり合わせをしていくと、地域内のことが見えてくる。</p> <p>各々一般の市民の方がやりたいことがあると思うが、見えないことがほとんどだと思う。何かしたい人は結構いる。同じ方向ですと固まってしまうが、違うやり方で（参加を）求めたら来ると思います。</p> <p>いろんな人が情報を得て、地域ごとにここではこんなことをしてあげましょうという地域が出来てくると、それが自治基本条例の骨格となるのではないかと思う。</p>
事務局	<p>今いただいた言葉は、すべて言い表せませんが、地域のことは地域で支えあう仕組みづくりといいですか、そういうことを積極的に謳いこむということですね。</p> <p>（条文の）どこに入るかというのは分かりませんが、そういうものを入れ</p>

	<p>込んでいって、大分市全体でその気運を高めていくというふうに受け止めさせていただければと思います。</p> <p>ここの部会にかかるものではないかもしれませんが。</p>
委員	<p>市がこれだけ困っているということを公開してもらって...それと市報も読んでいる方が少ないと思います。見る暇がある人はいいと思うのですが、働いている人などはなかなか読む暇がない。市報に載せるほかにも色々情報を公開してもらわないと、情報を見る場所がない人もいます。情報の公開の仕方とも考えてもらいたいなと思います。</p>
事務局	<p>今年から公民館が市長部局に移管されまして、支所と公民館が一体となったまちづくりを行おうということで動き出しております。その中で例えばホームページの地域ポータルサイトとか、こういうものを作って、情報はある程度提供できるようにはしているのですが、まだまだ市民の方からみたときには情報の入り口が一辺倒だとか、全体に知れ渡るようになっていないというご不満があるというふうに受け止めさせていただきましたので、こういうことをトータルで捉えて、さらに地域を支えるシステム作りを構築していくというようなフレームで、どの部会になるか分かりませんが、そういう意見が出たということで...</p>
副部会長	<p>今話が出ましたのでついでですが、大分市の地区公民館が13館ありますよね。恐らく市長部局にして任せたら何とかしてくれるだろうと思っていると思いますが、(建物の)造りが佐賀関みたいに支所と公民館が一緒になると、そこに色々人が通うからいいが、そこまでいっていない地区館がありますよね。一地区館が5校区から7校区持っているのですが、そこに本当に仕事をさせようとする、社教主事が一人で、あとは公民館の貸し借りに対する事務職員と事務手続きの職員という構成になっている。だから今から先は、もう少し行政の人に入ってこれと言わないが、これから実際に色々するのは校区公民館がせざるを得ないところがある。そこから末端に降りるというのは校区公民館や自治館に(仕事が)降りたりするわけですよ。</p> <p>そうしたときに、では次に地域で何をしようとか、そういう考えを持ってしないと、公民館は市長部局になりましたから絶対いいことになりましてというが、実際はその下が動かないとだめだということを知ってほしい。</p> <p>それから、議員さんが説明会を開いていますが、議会基本条例で少しずつ(議会のことが)分かりだしてきました。今度はそういう方たちとまちづくりに登録してもらおうような人たちとの座談会のようなものを議会の方が開いてあげるとか、色々住民の方からの要請を聞いてみるとかというようなことが起こってくると、住民は動き出す。このパイプをいかに生きたパイプにするかということが行政の役割だと思っているので、ニュースアドバイザーみたいなキーパーソンがいると住民の変化が起こると思う。</p>
部会長	<p>地域の抱えていることと、行政が地域にお願いすることや行政が地域に下</p>

	<p>請け的に出している仕事は、それぞれ自治委員を通してしているわけですね。市民協働も自治委員を通して。そうすると自治委員にすべて係ってきているから、自治委員のなり手がいなくなっている。自治会の中心となっているのは、やはり公民館ともつながりがある自治委員であり、社会福祉協議会であり、ふるさとづくりの協議会であり、いろんな役職についている人がすべて賄うという、末端の市民協働で働いているのが現状である。</p> <p>市民の責務という部分になると、自治基本条例をつくったことによって、市民が本当に動き出すまちづくりという部分に本当に入っていけるのかという心配はある。</p> <p>P T Aでも父親部会など役職についている方たちは、一生懸命頑張っているが、講演会をしてもほとんどが出てこない親が多い。</p> <p>自分の趣味にかかわることは非常に積極的だが、地域の行事や活動、ボランティア活動などに積極的に参加する意識というのが非常に薄れてきている。</p> <p>意識を持っている人や何かに携わりたいという人に頼るのが今の現状である。</p> <p>先程の話のように、人材バンクなどで私たちのような団塊の世代が地区に帰ってくる、その人的資源を活用して地域づくりをしようではないかというような発想もあるが、まだ各地域で具体化されていない。</p> <p>自治基本条例というのは、絵にかいた餅にならないようにするためにはどうするか、みんなをこのまちづくりに振り向かせるか、呼び込めるかというのが一番ではないかなと思う。</p>
副部会長	<p>市民協働を自治会に降ろすものだから、(本来は)自治委員さんがするはずだけれども、自治委員さんがしないものだから、公民館に戻ってきたりいろんなことになってくる。</p> <p>しかしながら、そういうことが起こっているというのは、自治委員さんの資質が少し上がらないと地域間格差がどんどん増えていくと思う。</p>
委員	<p>さっきから、自治会とか公民館が中心の話になっていますが、確かにその部分がしっかりして欲しいという部分もあるのですが、これは積極的なところと死に体状態のところと極端なんですね。これを一気に解決が出来るかというとなかなか難しいと思う。</p> <p>自分たちでサークル的なものをつくって、活発に行っているところは、行政に頼らずに活動しているところはかなりある。そこに自治会が絡んでいるかということ、絡んでいないケースがたくさんある。そういう部分のスキルアップをするという方法も一つだと思いますが、もう一つは、積極的に取り組んでいる集団を情報公開で皆さんに知ってもらおうというのも一つではないかと思いますね。地域活動イコール自治会ではないところを皆さん知ってほしいなと思います。そうすることで活動団体の心の支えにもなる。</p>
副部会長	<p>お願い事というのは、どうしても行政から来るものは自治会単位でくるのでそういう話になってくる。</p>

<p>委員</p>	<p>私が申し上げているのは、地域のトップなど上に立つ人が行政に何か常に頼っているという考え方が良くないと思うのですよ。何でも自己責任であるというのが基本だと思うのですよ。何かあったら行政がしないから悪いとかいう考え方にたつと、常に行政が悪くなる。自分が何も解決する努力をしない。考え方の問題ですが。</p> <p>何をするにしても自己責任です。例えばこの時間でも楽しく過ごすということを基本にすべて考えないと、最後には行政がということではいけないなと思います。そうすると、自分たちでそういう場を作ろうと思えばそういう人に呼びかけて、だんだんと人を増やしてその場を大きくして行って市民レベルに広げていくことも大切かなと。お互いのサークルの輪を広げながらということで、そこには行政がいなくてもいいではないですか。きちんとしたことが出来るはずではないですか、という基本的な考え方が欲しいなということなんですね。</p> <p>それで、みんなが集まって特別なことをするから、では行政に相談をするとかいうレベルだったらまだいいですよ。常に行政行政ということでは何も生まれないと思うのですよ。そのの所を基本に持ちたいなということですね。</p>
<p>委員</p>	<p>市民協働推進指針の中で「自主自立」というのを挙げましたよね。</p> <p>そういう意味で、やはり市民は自主自立していかないといけないと思うんですね。ここに地域活動団体・コミュニティと事務局案で書いていますよね、副部長が言っているのはここにすべて包括されるような気がするんですね。地域コミュニティの再生事業とかまちづくり活性化事業とか地域力向上推進事業とか、そういったものにすべて包括されるような気がしますね。</p> <p>それを自主自立でもって、できるだけしていくという底力をつけるということが、最も大事なことではないかなと思います。</p>
<p>副部長</p>	<p>言われるとおりです。</p> <p>それをここに謳って分かりやすい文にしてあげて、みんなでこれをもとに頑張ろうという形を作れば一番いい。</p>
<p>部長</p>	<p>あなたが支える市民活動応援事業というのが、行政の側から市民を応援する事業のひとつですよ。</p> <p>この事業で非常に活動が助かっている部分もある。</p> <p>いろんな団体があり、いろんな活動をしている人たちがいる。そういう中でその人たちの意識が、市との協働という観点で、まちづくり・地域づくりという方向で展開したり、地域の子育てに関わっていくという方向にもなれば、大分市の子どもをどう育てていくかという部分にも係ってくる。</p>
<p>委員</p>	<p>大分市の子どもがしっかり育つということは、大分市を支える人たちが育つわけですから、もっと住みやすい大分市になっていくということだと思うんですね。長期的にみて。だから今、子育てというものを非常に大事にして</p>

	<p>いかなければいけないと思う。</p> <p>逆に今、児童虐待というすごい状況らしいので、そこを皆さん知ったうえで...</p>
委員	そのことに関して考えれば、やはり地域コミュニティがないんですよ。
委員	そうなんですよ。だから、再生していくことが大事だと思うんですよ。
委員	昔だったら、向こう三軒両隣というお話をされていましたが、変なことがあったら周りの人たちがよその子を叱ることができたり、干渉することが当たり前だった。お互い干渉しあいながら、頼り頼られてという思いで暮らしていたのが、なくなったのがいろんな点で悪い部分を残して、大きな原因の一つになっている。
委員	<p>一番の理由は個人情報の保護（法）が出来た問題で、要はその人を守るために情報を全く外に出さない状況が出ています。学校の連絡網一つとってもそうです。そういう意味で、本当に個人を守ってあげなければならないということはあるかもしれないけれど、それ以外に周りの皆さんから助けてもらうことも多いと思うんですよ。</p> <p>ただ、意識的に周りとは付き合いたくないとか、自分たちだけでやっていけるという思いを持っている人が多いような気がします。行政も考え方を改めて対応しなければならないし、市民側も意識を変えることが大事になってくるのではないかなと思います。</p>
部会長	<p>はい。そろそろ時間になってきましたので、まとめたいと思います。</p> <p>フリートーキングで（意見を）いただきました。市民の責務と申しますか、市民としてどうあって欲しい、どう行政とかかわって欲しい、まちづくりのために頑張ってもらいたいという願いの部分が出てきたと思います。</p> <p>自治基本条例というのが、自治体の憲法とよく言われているなかで、全国的につくられておりますので、自治体の憲法というならば大分市民はこうあって欲しいという願いの部分が出てきてもいいのではないかなと思っておりますので、そういった方向で市民の権利と市民の責務という部分がまとまっていけばいいのかなという感じがしました。</p> <p>次回、またそういう方向で協議していければいいかなと思っておりますので、今日はこの程度でとどめておきたいと思いますが、よろしいですか。</p>
委員	はい。
部会長	それでは、次回の開催日程ですが、11月26日の14時ということでしょうか。
委員	分かりました。

委員	そのときにですね、大まかにこのことを話し合うというのを決めていただいたら...
副部会長	部会長、資料に4つの項目がありますよね。これを一つずつ片付けていきましょう。権利はどうしてもらおうとか言うことで。
部会長	はい。そういう方向で、次回は市民の権利について協議しますので、勉強をしておいてください。
事務局	当日の会議室を今時点で押さえられていませんので、後日、会場を押さえまして文書でお知らせいたします。
部会長	それでは以上で終了します。